

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 重点課題

1 計画の基本理念

だれもが分け隔てなく、地域社会の一員として平等に権利と義務を有する同じ人間です。どのような障がいを持つ人も、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもので、日々の生活リズムや人生においての教育、就職、結婚、子育て、文化芸術、視覚障がい者等の読書環境など、ごく普通の生活が保障される社会を作っていくという「ノーマライゼーション」と、障がいがあってもライフステージのすべての段階において、社会的・経済的及び文化的に普通の生活を営むことのできる状態を保障し、障がい者の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念に基づいたものとします。

また、主要事業に掲げる取組内容を基に、持続可能な開発目標（SDGs）を達成していくと共に、障がい者の自立を支援して、障がいのある方もない方も、すべての人が鳩山町で共生し、安心して安全に暮らせるよう、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の提供や、当事者をはじめとする住民が主体的に地域づくりに取り組めるような包括的な支援体制の構築を図ります。併せて、障害福祉サービス等の提供を担う人材確保に向けて関係機関との連携を強化し、地域共生社会の実現に向け、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援を図り、『ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち』を目指します。



2 計画の基本目標

『ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち』を実現するために、引き続き、次の四つの基本目標を、持続可能な開発目標（SDGs）にも沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標1 交流・ふれあいの促進

障がいのある・なしにかかわらず、町民一人ひとりがお互いを理解し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、さまざまな方法、機会を活用して広報・啓発活動を一層推進します。併せて、町民相互の交流の機会や学習機会の充実に努めるとともに、ボランティア活動を促進します。

基本目標2 健康・生活支援サービスの充実

生涯にわたり健康で暮らし続けられるよう、日頃から町民に対する各種健康づくり事業を実施するとともに、障がいを早期に発見し、迅速に対応できるよう、保健・医療・介護・福祉に加え、就労・教育等が連携し、きめ細やかな支援を進めていきます。また、入所等から地域生活へ移行できるよう障がい者等の生活を地域全体で支える包括的支援体制の実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりや、障害福祉サービス等の提供を担う人材育成・確保など、関係機関と連携して地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

障がいのある方が地域社会の中で主体的に、そして快適に暮らし続けられるよう、個々のニーズに即した障害福祉サービスの向上を図るとともに、自己決定と意思決定支援の基に安心して安全に生活が送れるよう、権利擁護に取り組み、成年後見制度などの周知及び利用を計画的に促進します。

基本目標3 可能性の拡大と社会参加の促進

障がいのある・なしにかかわらず、子どもの頃から分け隔てられることなく、共に育ち、共に学ぶことが大切です。ノーマライゼーションの理念の浸透を図る中で、障がいのある方たちの自立性と、一人ひとりが持つ能力、可能性を最大限に発揮できるよう、教育体制の充実に努めます。

学校等からの卒業や入所施設等から社会に出てその能力を生かすことのできる仕事に就けるよう就労支援関係機関、事業所、企業等と連携し、就労機会の拡充及び就労後も働き続けられるように支援体制の充実に努めます。

生涯にわたり文化芸術活動、学習、スポーツなど自分の志向性に合わせた活動に取り組めるよう、活動の場を確保し、障がい者が社会に参加しやすい体制づくりを促進します。

基本目標4 暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある方が安心して生活を送り、積極的にまちに出て活動できる環境は、すべての町民にとっても暮らしやすく活動しやすい環境であるという考えのもと、障がい者団体との協働により利用しやすい施設の整備やバリアフリー化を推進します。

また、災害や犯罪などからの安全が確保されるよう、障がい者の緊急時の対応や災害時の避難体制など、障がい者の状況に配慮した安全な地域社会づくりを図ります。

3 重点課題

基本理念に掲げている『ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち』を推進していくために、計画期間内（令和3年から令和5年）における重点施策として以下の内容を推進していきます。この内容は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、障がい種別によらない一元的な支援を図るため、重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）等への支援、地域生活支援拠点等の整備など、これからより一層地域で自立した生活を送るため、重点的に取り組む必要があります。また、支援を必要とする全ての人が対象であり、障がいの種類や程度にかかわらず、一人ひとりの多様性に配慮し、推進するための課題を次のように考えます。

重点課題1 地域共生社会の実現への取り組み

誰もが相互に人格や個性を尊重して支え合い、認め合って生活していけるよう障がいを理由とした差別の解消の推進、障がいのある方の自己決定と意思決定支援にかかる権利擁護や虐待防止に関する内容について普及啓発を推進することが必要です。併せて、ノーマライゼーションの理念に沿った住民同士の交流に取り組む必要があります。

重点課題2 相談支援体制及び生活支援サービスの整備・充実

障がいのある方とご家族、支援事業者の方が気軽に相談できるよう、専門的な知識を有する職員等を配置し、多くの相談窓口の設置・連携、相談支援体制の整備、関係機関と連携を図り、障がいのある方の自立と社会参加の観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない総合的な相談支援及び生活支援サービスを提供していく必要があります。また、相談を受ける職員の資質向上や、サービス等利用計画書の作成に係る指定特定相談支援事業所の新規開設及び育成等への取り組みも必要です。

重点課題3 地域生活環境の整備・充実

障がいのある方が自ら選択した地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉ボランティアの育成やボランティアセンターの機能の充実、「支え手」と「受け手」に捉われないピアサポート等の活動支援や、住まいの確保等が必要です。特に知的障がいや精神障がい等により入所・入院している方の地域移行についても体制を整備していく必要があります。また、近年、多くの被害をもたらしている災害についても、障がいに応じた情報保障や安全に避難できる仕組みづくりについて取り組む必要があります。